

岐阜県公報

第 六 百 九 十 八 号
令 和 八 年 六 月 三 十 日
(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商 業 ・ 金 融 課) 二七三^ペ

公 示

県営土地改良事業計画の決定 (農 地 整 備 課) 二七四

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十九号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和四十六年岐阜県規則第五十一号) の一部を次のように改正する。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

(岐 阜 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の 一 部 改 正)

3 岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (令和三年岐阜県規則第二百二十二号) の一部を次のように改正する。

附則第五項中「一・〇パーセント」を「一・三五パーセント」に改める。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年六月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営かんがい排水事業（保全合理化型）

地区名 山口地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年六月三十日から

令和八年七月二十日まで

令和八年六月三十日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一 号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社